

2025 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 ペ プ チ ド リ ー ム 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 リード・パトリック
(コード番号：4587 東証プライム市場)
問 い 合 わ せ 先 IR 広報部ディレクター 沖 本 優 子
電 話 番 号 (0 4 4) 2 2 3 - 6 6 1 2

特別調査委員会からの調査報告書受領および今後の対応について

当社は、2025年5月13日に公表の「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」の通り、不適切な試薬類の発注・持ち出しがあった可能性に関して、特別調査委員会を設置して事実関係の更なる調査を進めてまいりました。本日、特別調査委員会より調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会による調査の概要および結果について

(1) 当社取締役会が委嘱した調査項目

- ① 本件に係る事実関係及び類似する案件の存否の調査
- ② 本件が生じた原因の究明（内部統制上の不備の可能性を含む）及び再発防止策の提言
- ③ その他、特別調査委員会が必要と認める事項

なお、当初調査対象としていた案件以外の事案が判明したことで事実関係の調査に想定以上に時間を要したこと、および原因の究明には技術的な専門性が求められるという事案の特殊性もあったことから、当社取締役会からの要請により、特別調査委員会は事実関係や類似する案件の調査（項目①および③）を優先し、これらの項目に限定する形で調査を実施いたしました。今般、当該事実関係の調査が完了し調査報告書を受領いたしましたので調査結果についてお知らせいたします。また今後のさらなる原因究明や再発防止策の検討（項目②）にあたっては、当社取締役会および現場メンバーを含めた再発防止策検討タスクフォースが主体となり、外部の専門家からの助言等を踏まえて検討を行った上で別途公表させていただきます。2025 年 5 月 13 日に公表した調査計画から一部変更となりますのでお知らせいたします。

(2) 特別調査委員会の構成

特別調査委員会では、本件の発生時期とは任期に重複のない神谷独立社外取締役・常勤監査等委員が委員長を務め、また、公正かつ適正な調査を行うため、専門性を有する外部の弁護士が委員を務めました。

委員長 神谷 紀一郎（当社独立社外取締役・常勤監査等委員）
委員 竹内 朗（プロアクト法律事務所 弁護士・公認不正検査士）
委員 岩渕 恵理（プロアクト法律事務所 弁護士・公認不正検査士）

（３）調査期間： 2025 年 5 月 13 日から 2025 年 8 月 6 日まで

（４）調査対象期間：2017 年 3 月 1 日から 2025 年 1 月 31 日まで

（５）調査方法：

関連資料の収集・検証、デジタル・フォレンジック調査、社内外関係者へのアンケート
およびヒアリング調査等

（６）調査結果

① 本件の概要

下表の通り、2017 年 3 月から 2025 年 1 月にかけて当社に納品された最大 752 個（約 5,428 万円相当）の試薬類が、試薬類の発注・管理を所管していた元当社取締役副社長 C00（以下、「A 氏」）の指示により発注され、A 氏自身の手によって無断で社外に持ち出されたこと、あるいはその可能性が高いことが認められた。（以下、「案件①」）

	個数（個）	合計金額（円）
2017 年	52	1,343,800
2018 年	12	1,205,400
2019 年	63	3,210,520
2020 年	103	5,571,200
2021 年	151	12,317,680
2022 年	179	13,591,500
2023 年	92	6,858,485
2024 年	89	8,673,330
2025 年	11	1,508,000
合計	752	54,279,915

また、特別調査委員会による件外調査の結果、案件①の当事者である A 氏が、当社取引先等から業務委託契約を受託し、対価として金銭を受領していた行為が判明した。

（以下、「案件②」）なお、案件②について、当社において必要とされる取締役会からの承認、および報告を行った証跡は見当たらなかった。

- ・ X 社（当社試薬・消耗品の調達先）：約 5,104 万円の受領（2017 年-2024 年）
- ・ Y 社（当社取引先の代表者が経営する別会社）：約 194 万円の受領（2018 年-2019 年）
- ・ Z 社（当社関係先に出資するベンチャーキャピタル）：630 万円の受領（2020 年-2025 年）

なお、その他の役職員および当社の主要取引先について件外調査を実施した結果、本件の類似案件は検出されなかった。

② 本件に係る事実関係

調査報告書によれば、案件①に関して以下の事実が認定されています。

- A氏は、試薬類の購買担当の社員に対して、試薬類の製品名や製品コードを具体的に指定した内容のメールの送付又は書面の受け渡しによって発注を指示していた。
- A氏によって発注指示された試薬は、いずれも一般的に市場で流通している汎用試薬（抗体やアッセイキット等）であり、試薬メーカー等から当社内に納品された後は、A氏が保冷ボックスに入れて手持ちで社外に持ち出していた。
- 供与先については、A氏本人も記録を残していないとのことだが、いずれもアカデミア（大学または研究機関）に所属する複数の研究者であるとの主張があった。具体的な供与先については、A氏から一部についての情報提供はあったものの、現時点までに裏付けとなる事実を確認できた供与先はなかった。
- A氏曰く、事業の一環として「阿吽の呼吸」で複数の研究室に所属する学生等からのリクエストを自ら受領し、独自の判断で試薬発注を指示し無償で供与していたとのことであった。
- しかし、本件行為に関して、他の役員や取締役会への相談・報告が行われた記録はなく、今回の調査でヒアリングを実施した役員および事業開発部門の責任者において、汎用試薬をアカデミアに供与する類の行為を事業の一環として認識している者はいなかった。
- また、本件行為に関して、当社内で研究等に使用する試薬類の「購買」には該当しないことから、当社の稟議規定上は稟議が必要となるが、稟議手続きが取られた証拠は見当たらなかった。

また、案件②に関しては以下の事実が認定されています。

- A氏が代表を務める株式会社に、前述の3社（X社、Y社、Z社）からの入金があり、A氏と各社との間には個別に業務委託契約が締結されていた。
- 当社の社内規定上、役員が兼業を行う場合には、事前に会社から承認を得ることが必要とされているが、当社取締役会の議事録を確認したところ、いずれの件についても承認を得た証拠は見当たらなかった。
- X社との業務委託契約は、X社の製品開発等に関するアドバイスを目的とする内容で、A氏は2014年から2024年にかけて、確認できた限りで51,044,170円を対価として受領していた。仮にこの業務が、当社が行っているコンサルティング事業と市場において競合するのであれば、当社の「事業の部類に属する取引」に

該当し、取締役会にて重要な事実を開示して承認を経る必要があった(会社法 356 条 1 項 1 号)。また、当該業務委託にかかる報酬の内容としては、一部の契約期間については、固定報酬のほか、A 氏が X 社と開発した製品の売上に応じて対価が変動する内容が含まれていた。

- Y 社との業務委託契約は、特定分野の市場調査および新規事業策定に関する業務を委託する内容のものであり、A 氏は 2018 年から 2019 年にかけて 1,944,000 円を対価として受領していた。
- Z 社との業務委託契約は、Z 社の投資先に関する業界動向や市場性について評価を委託する内容のものであり、A 氏は 2020 年から 2025 年にかけて 6,300,000 円を対価として受領していた。

特別調査委員会による調査結果の詳細につきましては、添付の「調査報告書（公表版）」をご参照ください。なお、当該調査報告書においては、関係者の個人情報および機密情報保護等の観点から、部分的な非開示処理が施されています。

2. 今後の対応について

（１）財務諸表への影響について

本件（案件①および案件②）による財務諸表への影響は軽微であることが確認されました。

案件①については、A 氏により無断で試薬類を社外に持ち出されたものですが、当該試薬類については取得時点で費用計上がなされており、追加の費用計上は不要であることが確認されました。なお、当該持ち出しがなされた試薬の各事業年度における金額と、当該費用が発生していなかった場合の営業利益の金額は以下のとおりです。

単位：百万円

会計年度	2017/6 期	2018/6 期	2019/6 期	2019/12 期	2020/12 期
営業利益	2,490	2,911	3,580	▲887	6,991
持ち出された試薬類	2	2	2	1	6
本件が発生していなかった場合の営業利益	2,492	2,913	3,582	▲886	6,997
営業利益に対する割合	0.1%	0.1%	0.1%	-	0.1%
会計年度	2021/12 期	2022/12 期	2023/12 期	2024/12 期	2025/12 期
営業利益	4,066	8,980	6,773	21,114	21,600
持ち出された試薬類	12	14	7	9	2
本件が発生していなかった場合の営業利益	4,078	8,994	6,780	21,123	21,602
営業利益に対する割合	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%

* 2017/6 期から 2020/12 期については、日本基準に基づく単体財務諸表の金額であり、2021/12 期以降は国際会計基準に基づく連結財務諸表の金額となります。

案件②については、A氏が、当社取締役会からの承認や報告を行うことなく、当社取引先等から業務委託契約を受託し、対価として金銭を受領していた行為ですが、今回の調査の限りにおいては、業務の内容から当社事業との関連性および当社としての損害を認定するまでの検証には至らず、今後のさらなる検証が必要になるものと考えられました。一方、仮に損害があったとの認定に至ったとしても、その金額は最大でもA氏が当社取引先等から受領した金銭の総額であると言えるため、金額規模の観点から当社の財務諸表への影響は軽微であることが確認されました。

（２）今後の対応について

当社としては、本件を重く受け止めるとともに、再発防止を徹底する必要性が高いことから、調査報告書の内容を踏まえた原因分析、および再発防止策の検討をすみやかに進め、検討結果について改めて公表させていただきます。特別調査委員会による調査と並行して、社内の現場メンバーを含む再発防止策検討タスクフォースにおいても本件が生じた背景要因について検討を進めてまいりました。今後は、当社として双方の検討結果を俯瞰的に検証した上で、実効性の高い再発防止策の策定・実行に取り組んでまいります。

また、特別調査委員会の調査は、あくまで任意調査としての限界もあったことから、本件のさらなる事実究明、および当社が被った損害の早期回復に向けて、A氏に対する民事および刑事を含めた法的措置についてすみやかに検討を進めてまいります。

3. 業績への影響について

本件が、2025年12月期第2四半期（中間期）連結業績および2025年12月期業績予想に与える影響はありません。

以上

2025 年 8 月 6 日

ペプチドリーム株式会社
取締役会 御中

調 査 報 告 書 （公表版）

特別調査委員会

委 員 長 神 谷 紀 一 郎

委 員 竹 内 朗

委 員 岩 渕 恵 理

【目次】

第1章 特別調査委員会による調査の概要	4
第1 調査に至る経緯	4
第2 特別調査委員会の構成	4
1 委員の構成	4
2 調査補助者	4
第3 調査期間	5
第4 調査手法	5
1 客観的資料の収集・検証	5
2 関係者ヒアリング	5
3 デジタル・フォレンジック調査	6
第2章 当社の概要	7
第1 当社の企業概要	7
第2 当社の事業概要	8
第3 当社の組織体制	9
第4 当社のコーポレートガバナンスの概要	10
1 ガバナンス体制について	10
(1) 取締役会	11
(2) 監査等委員会	11
(3) 会計監査人	11
(4) 内部監査人	11
(5) 指名・報酬委員会	12
(6) コンプライアンス・リスクマネジメント委員会	12
(7) サステナビリティ・ガバナンス委員会	12
2 三様監査の状況	12
(1) 監査委員会の状況	13
(2) 内部監査	13

(3) 会計監査人監査	13
第5 当社の内部統制の概要	13
1 財務報告にかかる内部統制報告制度対応について	13
2 社内規程等	15
3 会計上の処理	15
4 内部通報制度	15
第3章 調査により確認された事実関係	17
第1 A氏の行った試薬の購買・持ち出し行為	17
1 試薬の購買・持ち出し行為の概要	17
2 本件行為により購買・持ち出しを行った試薬の個数・金額規模	17
3 持ち出し行為についての具体的な持ち出し先・持ち出し目的	19
(1) A氏による説明及びこれに対する会社側資料及びヒアリング等	19
(2) 本件行為の社内規程違反の有無	22
第2 外部からA氏の口座への入金	24
1 入金の概要	24
2 取引相手との関係	24
(1) X社	25
(2) Y社	26
(3) Z社	27
3 A氏の業務委託の受託に関する法律・社内規程違反の有無	27
(1) 会社法上の問題	27
(2) 社内規程上の問題	28
第3 本件行為の類似案件	29
1 はじめに	29
2 A氏による当社における類似案件①の有無	29
(1) 権限規程表からの観点	29
(2) 自己承認の観点	30
(3) 各支出費目に関する観点	30

3	A氏による関連会社（ペプチエイド社）における類似案件①の有無	30
4	A氏以外の業務執行取締役における本件行為への関与及び類似案件①の有無	31
	(1) 権限規程表からの観点	31
	(2) 自己承認の観点	31
	(3) 各支出費目に関する観点	31
5	その他従業員における本件行為への関与及び類似案件①の有無	32
6	本件行為以外の持ち出しの有無	32
第4	本件金銭受領行為の類似案件	32
1	取引先へのアンケート	33
	(1) 取引先の選定基準	33
	(2) アンケート結果	33
2	本件三社へのヒアリング	35
3	デジタル・フォレンジック	35
	(1) ●からの入金 of 疑い	36
	(2) 株式会社●からの入金 of 疑い	36
	(3) ●からの入金	36
4	A氏へのヒアリング	36
第5	財務諸表への影響額	36

第1章 特別調査委員会による調査の概要

第1 調査に至る経緯

2025年4月22日、ペプチドリーム株式会社（以下「当社」という）創薬開発事業において、同年4月からの新たな発注システムの導入及び体制変更に伴い、当社の試薬類の発注及び管理の状況を確認していたところ、2017年3月から2025年1月にかけて、特定の者による一部不適切な試薬類の発注・持ち出し（以下、後述の第3章第1の1にて「本件行為」と定義）があった可能性が認識され、社内において事実関係の確認が進められてきた。

当社取締役会は、本件行為は、試薬類の発注及び管理に関する内部統制を逸脱した行為である可能性が高く、また、本件行為及び類似する案件の事実関係の更なる調査を踏まえた原因究明、再発防止を徹底する必要があるものと判断し、公正かつ適正な調査を行うため、外部の有識者を含めた特別調査委員会（以下「当委員会」という）を同年5月13日付で設置した。

当委員会への委嘱事項は、2025年5月13日開催の取締役会では、①本件に係る事実関係及び類似する案件の存否の調査、②本件が生じた原因の究明（内部統制上の不備の可能性を含む）及び再発防止策の提言、③その他、特別調査委員会が必要と認める事項、の3点とされたが、当初調査対象としていた案件以外の事案が判明したことで事実関係の調査に想定以上に時間を要したこと、および原因の究明には技術的な専門性が求められるという事案の特殊性もあったことから、当社取締役会は、特別調査委員会に委嘱する調査項目を①および③に変更し、特別調査委員会は事実関係や類似する案件の調査（項目①及び③）を実施した。

第2 特別調査委員会の構成

1 委員の構成

当委員会の委員の構成は、次のとおりである。

委員長	神谷 紀一郎（当社独立社外取締役・常勤監査等委員）
委員	竹内 朗（プロアクト法律事務所 弁護士・公認不正検査士）
委員	岩渕 恵理（プロアクト法律事務所 弁護士・公認不正検査士）

2 調査補助者

当委員会は、プロアクト法律事務所に所属する弁護士1名（神田詠守）を調査補助者に任命し、調査業務に従事させたほか、当社従業員のうち、本件行為に関与する可能性がないと合理的に判断できる、従業員数名（管理部門所属）を事務局として従事させた。

また、当委員会は、デジタル・フォレンジック専門業者として株式会社デジタル鑑識研究所及び株式会社 foxcale を起用し、デジタルデータの保全・解析業務に従事させた。

業務分担の詳細は、以下のとおり。

(1) 株式会社デジタル鑑識研究所の業務分担

- ・ 本件行為に関するデジタルデータの保全・解析業務
 - ・ A氏及びA氏が代表取締役を務める個人会社と他社との間の業務委託契約締結・金銭授受（以下、後述の第3章第4にて「本件金銭受領行為」と定義）に関するデジタルデータのうち、A氏及びJ氏のPCに対するデジタルデータの保全・解析業務（1次レビューは当社事務局で実施し、2次レビューを当委員会で実施）
- (2) 株式会社 foxcale の業務分担
- ・ 本件金銭受領行為に関するデジタルデータのうち、元従業員2名のPCに対するデジタルデータの保全・解析業務

第3 調査期間

本調査の期間は、当委員会が設置された2025年5月13日から2025年8月6日までである。

第4 調査手法

1 客観的資料の収集・検証

当委員会は、主として次のような客観的資料を収集・検証した。

- ・ 取締役会及び監査等委員会の議事録、議事資料
- ・ 内部監査報告書、監査法人作成の監査報告書、補足資料
- ・ 本事案に関連する資料一式（受発注書、購買依頼書、POシート等）
- ・ 本事案に関連する社内規程や発注のフロー等がわかる資料全般
- ・ その他関連資料

2 関係者ヒアリング

当委員会は、次のように関係者のヒアリングを実施した。

ヒアリングは、当社若しくはプロアクト法律事務所の会議室等において又はウェブ会議を接続する方法により行われた。

所属・役職
元取締役副社長 COO A氏
元代表取締役会長 B氏
代表取締役社長 CEO C氏
取締役副社長 CFO D氏
元独立社外取締役・常勤監査等委員 E氏
独立社外取締役・監査等委員 F氏
独立社外取締役・監査等委員 G氏
内部監査人 H氏
研究総務・研究ITグループ アソシエイトディレクター I氏
研究総務・研究ITグループ 購買担当 J氏

研究総務・研究 IT グループ 購買担当 K 氏
研究総務・研究 IT グループ 購買担当 L 氏
元研究総務グループ 購買担当 M 氏
元研究企画グループ ディレクター N 氏
財務経理グループ ディレクター O 氏
当社試薬・消耗品の調達先 (X 社) P 氏
当社取引先の代表者が経営する別会社 (Y 社) Q 氏
ベンチャーキャピタル (Z 社) R 氏

3 デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、本事案その他の調査対象について正確な調査を行うため、別紙（省略）のとおりデジタル・フォレンジック調査を行った。

第2章 当社の概要

第1 当社の企業概要

当社の企業概要は、以下のとおりである。

会社名	ペプチドリーム株式会社
代表者	代表取締役社長 CEO リード・パトリック
上場市場	東京証券取引所プライム市場
本社所在地	神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目 25 番 23 号
設立	2006 年 7 月 3 日
資本金	3,956 百万円
決算日	12 月 31 日
事業内容	医薬品等の研究・開発・製造販売
従業員	621 名 （連結、2024 年 12 月 31 日時点）
会計監査人	有限責任 あずさ監査法人

また、当社の沿革は以下のとおりである。

年月	概要
2006 年 7 月	菅裕明（フレキシザイム技術の開発者であり、国立大学法人東京大学教授）及び窪田規一（元当社取締役会長）を創業者として、東京都千代田区にて当社設立（ラボは東京大学先端科学技術研究センター内）
2009 年 3 月	本社を東京都目黒区（東京大学先端科学技術研究センター内）に移転
2010 年 4 月	本社及びラボ機能を東京都目黒区（国立大学法人東京大学駒場リサーチキャンパス KOL 内）に移転
2013 年 6 月	株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場
2015 年 9 月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行
2015 年 12 月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2017 年 7 月	本社及び研究所を東京都目黒区（国立大学法人東京大学駒場リサーチキャンパス KOL 内）から神奈川県川崎市殿町にある国際戦略拠点「キングスカイフロント」内の新社屋に移転
2017 年 9 月	創業メンバーの一人として PDPS の基盤技術の確立、及び製薬企業との各種研究開発プログラムを CSO（チーフ・サイエンス・オフィサー）として統括してきたリード・パトリックが代表取締役社長に就任
2017 年 9 月	塩野義製薬株式会社及び積水化学工業株式会社と合併で特殊ペプチド原薬の製造プロセスに関する研究開発、製造及び販売を行う CDMO（Contract Development and Manufacturing Organization：医薬品開発製造受託機関）、ペプチスター株式会社を設立

2020 年 4 月	三菱商事株式会社と細胞培養向け培地の重要成分である、成長因子を代替するペプチドの開発、製造及び販売を行う合弁会社、ペプチグロース株式会を設立
2020 年 11 月	富士通株式会社、みずほキャピタル株式会社、株式会社竹中工務店及びキシダ化学株式会社と新型コロナウイルス感染症治療薬の開発を目的とした合弁会社、ペプチエイド株式会社を設立
2022 年 3 月	放射性医薬品事業を実施する PDR ファーマ株式会社（現 連結子会社）の株式を取得
2022 年 4 月	東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、東京証券取引所市場第一部からプライム市場に移行

また、2017 年以降における当社の役員の変遷は以下のとおりである。

	2017/8 まで	2017/9 ～	2018/9 ～	2019/9 ～	2020/3 ～	2021/3 ～	2022/3 ～	2023/3 ～	2024/3 ～	2025/3～									
窪田 規一	代表取締役社長 (2006/7～)	代表取締役会長 (2017/9～2021/3)																	
リード・パトリック	取締役(2008/8～)、 常務取締役 (2012/9～)	代表取締役社長 (2017/9～現任)																	
関根 喜之	取締役 (2012/9～2018/2)																		
菅 裕明	取締役 (2006/7～2018/6)																		
笹岡 三千雄	常勤監査役 (2012/5～2015/9)、取締役 (常勤監査等委員) (2015/9～2025/3)																		
田中 淳	監査役 (2013/2～ 2015/9)、取締役 (監 査等委員) (2015/9 ～2017/9)																		
舩屋 圭一	取締役 (2015/9～2025/3)																		
長江 敏男	取締役 (監査等委員) (2015/9～2025/3)																		
花房 幸範	取締役 (監査等委員) (2017/9～現任)																		
金城 聖文	取締役 (2018/9～現任)																		
宇都宮 純子						取締役 (監査等委員) (2021/3～現任)													
神谷 紀一郎										取締役 (常 勤監査等委 員) (2025/3～ 現任)									
西山 潤子										取締役 (監 査等委員) (2025/3～ 現任)									

※当社監査役であった村上 裕氏については 2016/9 に退任しているため、表には記載していない。

第 2 当社の事業概要

当社グループは、当社独自の創薬開発プラットフォームシステムである PDPS を活用した創薬開発事業、及び当社の 100%子会社である PDR ファーマ株式会社による放射性医薬

品事業を実施しており、医薬品等の研究・開発・製造・販売等に従事している。当社グループの報告セグメントは以下のとおりである。

＜報告セグメントの内容＞

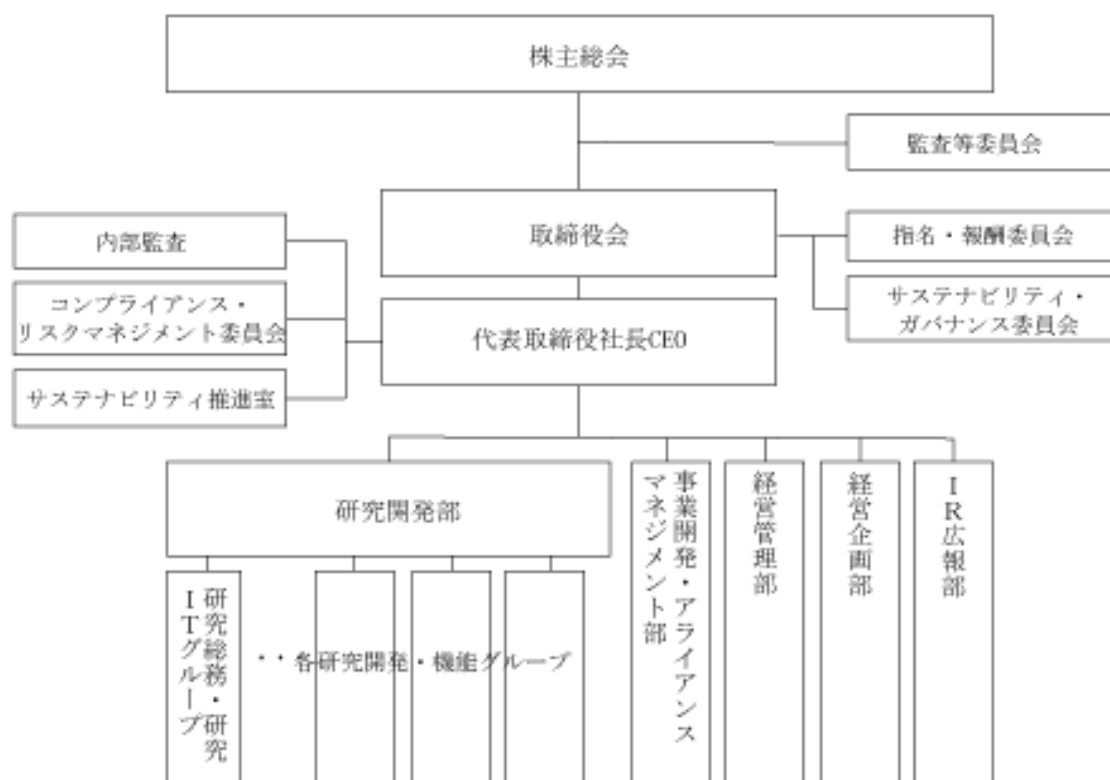
会社名	報告セグメント	事業内容
ペプチドリーム株式会社	創薬開発事業	創薬開発事業として、当社は当社独自の創薬プラットフォームシステムである PDPS を中核とした創薬基盤技術を活用した①創薬共同研究開発、②PDPS の技術ライセンス、③戦略的提携による自社パイプラインの拡充を行っている。
PDR ファーマ株式会社	放射性医薬品事業	放射性医薬品事業として、がんや脳の異常蓄積等の病変を画像で検査する診断用放射性医薬品（SPECT（Single Photon Emission Computed Tomography）用診断薬、PET（Positron Emission Tomography）用診断薬）及びがん領域を中心としたアンメットメディカルニーズに対応する治療用放射性医薬品の研究開発、及び製造販売を行っている。

また、関連会社としてペプチグロス株式会社及びペプチエイド株式会社の株式を保有している。関連会社の状況は以下のとおりである。

会社名（所在地）	関係の状況	事業内容
ペプチグロス株式会社 （東京都千代田区）	・議決権保有割合：39.5% ・役員の兼任 ・営業上の取引 ・資金の貸付	細胞培養向け成長因子代替ペプチドの開発、製造及び販売
ペプチエイド株式会社 （神奈川県川崎市）	・議決権保有割合：39.4% ・役員の兼任 ・営業上の取引	医薬品の研究、開発、製造、販売及び輸出入

第3 当社の組織体制

当社の組織体制は以下の図のとおりである（2025年1月～）。

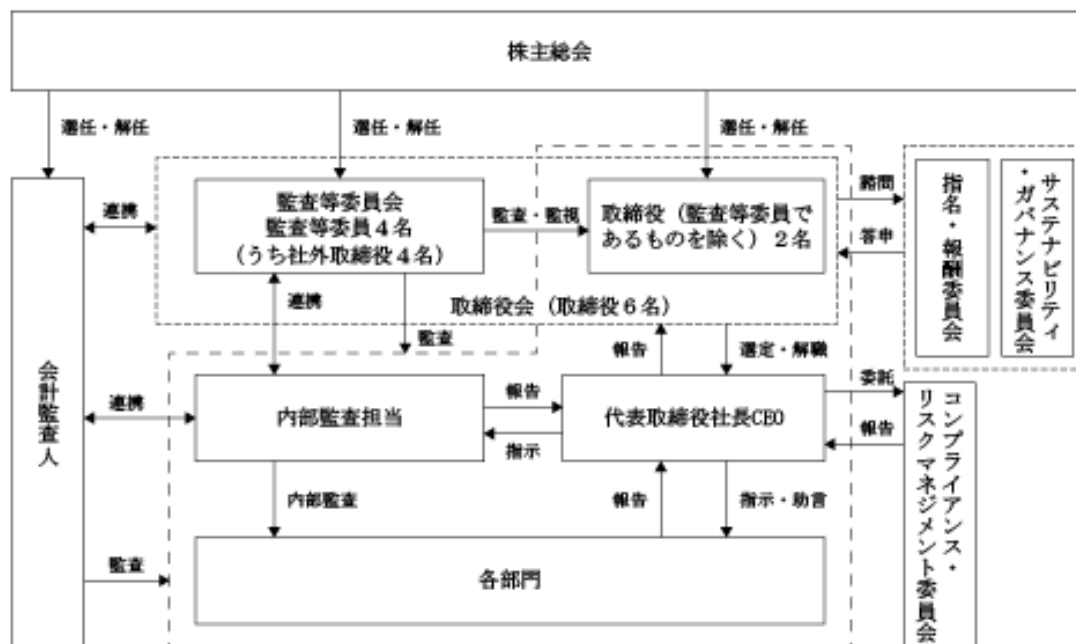


研究開発部は当社の研究開発活動を実施し、機能に応じたグループで構成されている。その中で、研究総務・研究 IT グループは研究開発活動の総務全般を担っており、試薬を含む消耗品・研究機器の発注・管理、研究委託先との契約・管理、研究所の運営と IT インフラの整備・保守、その他研究に関連する管理業務全般に従事している。

第4 当社のコーポレートガバナンスの概要

1 ガバナンス体制について

当社のガバナンス体制は以下の図のとおりである。



(1) 取締役会

取締役会は、本日現在、取締役 6 名（うち業務執行取締役は 2 名、社外取締役監査等委員は 4 名であり、社外取締役監査等委員の全員が独立役員）で構成され、法令及び定款に定められた事項並びに経営上の重要事項を審議・決定している。原則として毎月 1 回の頻度で開催され、2024 年度（2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日）においては、21 回の取締役会が開催されている。議長は、常勤監査等委員が務めている。

(2) 監査等委員会

当社は 2015 年 9 月より、監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員会は、社外取締役 4 名で構成されている。監査等委員会は毎月 1 回の定例監査等委員会に加え、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、2024 年度（2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日）においては、13 回開催されており、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっている。

(3) 会計監査人

2011 年 6 月期より、有限責任あずさ監査法人が務め、会計監査を担当し、監査役及び監査室と連携をとり、実効的な監査を実施し、各事業年度の監査計画及び監査結果について監査役に報告を行っている。

(4) 内部監査人

内部監査については、代表取締役社長 CEO の指示下において、内部監査人（外部公認会計士）が 1 名選任されている。内部牽制及び法令遵守の状況等の業務全般を監査し、その結果を社長及び被監査部門に報告するとともに、被監査部門に対して改善指示を提示し、改善までのフォローアップ監査を行い、業務改善と従業員の意識向上に繋げている。内部

監査結果は代表取締役社長 CEO への報告を行うとともに、内部監査における業務執行上の問題点・重要事項については、監査等委員会に直接報告を行っている。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する監査業務を行い、内部統制機能の向上を図るとともに、適宜監査等委員及び監査等委員会、取締役会、会計監査人と意見交換を行い、三様監査の体制のもと連携を図り、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めている。

(5) 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役会の決議により選定された委員により構成され、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、2019年7月より、取締役会の任意の諮問機関として設置されている。同委員会では、代表取締役 CEO 及び役付取締役の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き及び議案の原案、取締役の報酬等を決定するに当たっての方針及び議案の原案、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る方針及び議案の原案等について、諮問に対する審議及び答申を行っている。

(6) コンプライアンス・リスクマネジメント委員会

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、経営管理部を所管する取締役等により構成され、2022年9月より、会社のコンプライアンス及びリスクマネジメントに関する事項を議論することを目的として設置され、各事業年度において最初に開催される委員会において予め定める年間スケジュールによるほか、必要に応じて開催される。同委員会では、主に、コンプライアンス・リスクマネジメント体制の構築、管理及び維持、並びに、当社において想定されるリスクの洗い出し、評価、及び予防策の策定等を行い、代表取締役社長 CEO に報告を行っている。

2024年度（2024年1月1日から2024年12月31日）においては、3回開催されており、内部通報制度の運用状況を含む全社的なリスク・その管理状況の確認を行った。

(7) サステナビリティ・ガバナンス委員会

サステナビリティ・ガバナンス委員会は、取締役会の決議により選定された委員により構成され、2021年6月より、当社のサステナビリティに係る取組みに対する取締役会のモニタリング機能を強化することを目的とし、取締役会の任意の諮問機関として設置されている。同委員会は四半期に一度開催され、主に、サステナビリティに関する取組みの全体方針、サステナビリティに関する取組みの進捗状況、その他、取締役会が必要と認めた事項等について、諮問に対する審議及び答申を行っている。

2024年度（2024年1月1日から2024年12月31日）においては、4回開催されており、サステナビリティにおけるリスクと機会、マテリアリティ分析、気候変動への対応、取締役会における実効性評価、サステナビリティレポートにおける開示内容などを中心に審議を行った。

2 三様監査の状況

(1) 監査委員会の状況

監査等委員会は、当社における業務の適法、妥当かつ効率的な運営を確保するため、各委員らが取締役会・その他の重要会議に出席し、意思決定の過程及び内容を確認し、取締役等から職務執行に関する報告を受け、随時質問又は意見を述べている。また、経営トップとの積極的な意見交換を行うとともに、主要な決裁及び業務執行に関する重要書類の閲覧等により業務及び財産状況の調査を行い、取締役等の職務執行の監査・監督を行っている。

常勤監査等委員は監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、重要会議への出席、業務執行に関わる報告聴取、会計監査人との連携、取締役との意見交換、重要書類の閲覧、子会社への往査及び子会社監査役との意見交換を行っている。

内部監査人とは、定期的に内部監査及び財務報告に係る内部統制評価の報告を受け、必要に応じて指示を行っている。

会計監査人とは、定期的に、また必要に応じて監査の実施経過について報告を受け、積極的な意見及び情報交換を行っている。また、財務報告に係る内部統制評価についても定期的に報告を受けている。

(2) 内部監査

内部監査については、内部監査人を1名選任している。代表取締役社長 CEO の承認のもと、取締役会及び監査等委員会への回覧を経て決定された内部監査計画書に基づいて内部牽制及び法令遵守の状況等の業務全般を監査し、その結果を被監査部門に報告するとともに、被監査部門に対して改善指示を提示し、改善までのフォローアップ監査を行い、業務改善と従業員の意識向上に繋げている。

また、内部監査結果は、代表取締役社長 CEO 及び取締役会へ報告されるとともに、内部監査における業務執行上の問題点・重要事項については、監査等委員会に直接報告が行われる。

さらに、財務報告に係る内部統制の整備・運用（J-SOX）に関する監査業務を行い、内部統制機能の向上を図るとともに、適宜監査等委員及び監査等委員会、会計監査人と意見交換を行い、三様監査の体制のもと連携を図り、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めている。

(3) 会計監査人監査

会計監査人は、四半期ごとに監査委員会に対して監査報告を行っており、監査委員会及び代表取締役社長 CEO 及び取締役副社長 CFO と適宜意見交換を実施している。そのほか内部統制対応において、内部監査人と連携している。

第5 当社の内部統制の概要

1 財務報告にかかる内部統制報告制度対応について

当社の執行を担う代表取締役及び取締役（2017年6月期においては代表取締役会長窪田規一氏、2018年6月期から2020年12月期においては代表取締役社長リード・パトリック

ク氏、2021年12月期以降においては代表取締役社長 CEO リード氏及び取締役副社長 CFO 金城氏は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、金融庁企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組み（J-SOX）に準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

財務報告に係る内部統制の評価は、各事業年度の末日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠している。

業務プロセスに係る内部統制については、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上収益、試薬購買・棚卸資産管理プロセスを評価の対象としている。

このうち、本件行為に係る試薬購買・棚卸資産管理プロセスは、研究活動に必要な試薬や消耗品を効率的かつ正確に管理するための業務フローであり、以下のような段階で構成されている。

- ① まず、新規取引先の登録では、研究総務・研究 IT グループ（以下「研究総務グループ」という）において信頼性や供給体制を確認した上で、職務権限規程細則に基づいてディレクターの承認を経て、取引先番号の発行がなされて取引を開始する。
- ② 次に、研究者は、自身が研究のために必要とする試薬や消耗品を、研究総務グループ購買担当が作成した PO シートに記載し、当該購買担当が毎日 1 回取りまとめた上で、研究総務グループ管掌取締役が承認する。
- ③ 承認後、当該購買担当は各卸業者に対しその日の発注内容を連絡する。
- ④ 卸業者から試薬等が納品されると、当該購買担当が納品された品物について検収を実施する。
- ⑤ 検収では、品目の数量や品質を確認し、問題がなければ残量管理が必要と判断された試薬¹について在庫として計上される。
- ⑥ 在庫計上後は、在庫管理システム（CRIS）に登録され、在庫状況をリアルタイムで把握できるようになる。定期的に在庫評価を行い、使用状況を確認することで不要な在庫の削減や適切な廃棄が可能になる。さらに、実地棚卸によって、実際の在庫とシステム上の記録との整合性を確認している。

試薬購買・管理プロセスにおいて、「不正な発注又は不要な発注が行われるリスク」はあらかじめリスク要因として特定されており、リスク・コントロール・マトリックス上で研究総務グループを主体とするコントロール対象に含まれていたが、試薬の不正な持ち出

¹ 試薬の種類によっては、一度で使い切りされるものもあれば、少量ずつ使われるものなど多種多様の試薬が存在し、在庫計上の観点から残量管理が必要と判断された試薬及び毒劇物を含む試薬など法令上数量管理が必要となる試薬については、当社の試薬在庫管理システム（「CRIS」と呼ばれる専用システム）に登録される。なお、CRIS は、劇毒物の管理を目的として導入され、その後、在庫管理の範囲を広げてきたものの、その範囲は残量管理が必要な試薬に限定されていた。

しが行われるリスクについては、当該コントロールの対象外であった。2023 年 12 月期以降の J-SOX 評価においてリスクコントロールは「有効」と評価を受けていた。

なお、上記で購買の対象となる試薬は一般的な汎用試薬であり、当社内で製造される合成ペプチドとは下記のとおり区別される。

種類	例	入手方法	社外への提供
一般的な汎用試薬	バイオアッセイキット	試薬メーカーや販売代理店から購入	原則なし
	細胞培養用の培地		
	抗体		
合成ペプチド	医薬品のシーズとなるペプチド候補化合物	当社内の合成機を用いて製造	共同研究契約等に基づいて 各種パートナー先に提供

2 社内規程等

当社は、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定し、各種規程・マニュアル等の整備、会計処理の適正性のモニタリング等、内部統制の実効性確保に努めている。

ガバナンス、コンプライアンス関連の規程としては、取締役会規程、役員規程、監査等委員会規程、内部監査規程、コンプライアンス・リスクマネジメント規程、内部通報制度規程等が存在し、また、内部統制関連の規程としては、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等が存在する。

そのほか財務経理関連の規程としては、経理規程、予算管理規程、購買管理規程、固定資産等管理規程等が存在する。

3 会計上の処理

当社における試薬の購入に関する会計処理は、検収基準に基づいて実施している。具体的には、試薬が納品された後、社内においてその品質・数量等が契約条件を満たしていることを確認した上で、納品書又は納品データに基づいて当該試薬を仕入として計上している。未使用の試薬については、棚卸資産として管理され、期末においては監査法人の立会のもとで実地棚卸を実施し、その残高の妥当性を検証している。実地棚卸は、各部署に保管されている試薬を対象に、現物の数量を確認し、帳簿残高と照合する方法で行われる。差異が認められた場合には、原因を調査し、必要に応じて会計処理を修正することで、資産の正確な把握に努めている。

4 内部通報制度

当社では、2012 年より内部通報規程に基づく内部通報制度が存在しており、社外（外部第三者機関（2022 年 9 月以降）、独立社外取締役（2012 年以降））及び社内（2012 年以降、現在の通報先は取締役 CFO、コンプライアンス担当社員及び人事担当社員）が窓口となっている。通報については、内部監査人、コンプライアンス・リスクマネジメント委員

会に報告され、必要に応じて調査が行われ、調査終了後、監査等委員会、そして重要な案件については取締役会に報告される。

2017 年以降の通報実績については、以下のとおりである。日常業務の中で発生する同僚との人間関係やハラスメント行為に関する相談が主な内容で、本件行為に関する通報や相談はなかった。

決算期	発生件数
2017 年 6 月期	0
2018 年 6 月期	0
2019 年 6 月期	1
2019 年 12 月期	0
2020 年 12 月期	1
2021 年 12 月期	2
2022 年 12 月期	2
2023 年 12 月期	1
2024 年 12 月期	1

第3章 調査により確認された事実関係

第1 A氏の行った試薬の購買・持ち出し行為

1 試薬の購買・持ち出し行為の概要

A氏は、以下の流れで、(1)M氏・J氏に指示して試薬を発注・購入する行為（以下「購買行為」という）、(2)発注・購入した試薬を当社外に持ち出す行為（以下「持ち出し行為」という。購買行為と持ち出し行為をあわせて「本件行為」という）を行った。

- ① A氏が、研究総務グループに所属するM氏又はJ氏に対し、メール又は書面にて、複数の業者のうちその時々指定する業者から試薬の見積の取得や納品時期の確認を行うように指示する。
- ② A氏の指示を受けたM氏又はJ氏は、指定された業者から見積の取得等を行い、その内容をA氏に連携する。
- ③ 見積内容を把握したA氏は、発注する試薬をM氏又はJ氏に伝え、M氏又はJ氏は、購買グループにおいて取りまとめているPOシートに自らの名前を発注者として記載する。
- ④ A氏は、POシートの記載を確認し、別の研究総務グループの購買担当者が起案した承認申請書に承認印を押印する。
- ⑤ 購買担当者が発注し当社に届いた試薬は、当社の研究者が発注した試薬と同様に購買グループの担当者が検品を行い、当該担当者は、試薬の発注者として記載されているM氏又はJ氏に受け渡す。
- ⑥ M氏又はJ氏は、研究グループが使用している薬品倉庫の一部を間借りし、試薬を保管する。
- ⑦ A氏が持ち出すタイミングで、M氏又はJ氏がA氏に試薬を受け渡し、A氏は自身でドライアイス入りの発泡スチロールに箱詰めし、外部へ持ち出す。

2 本件行為により購買・持ち出しを行った試薬の個数・金額規模

M氏及びJ氏は、研究総務グループに所属しており、普段研究を行っていないことから、自身が試薬を使用することはなかった。研究を行っていない者が試薬を発注するのは通常業務の一環としては考えづらく、研究総務グループの責任者であったI氏は、M氏及びJ氏による発注について、「2-3年前から認識していて違和感があったが、役員からの指示ということで聞きづらかった」と述べている。

それにもかかわらず、少なくとも2017年3月から2025年1月までの間、以下のとおりM氏又はJ氏が発注者となって合計752個、54,279,915円の試薬を購入している。なお、実際に購買された試薬の内容一覧は別紙（省略）のとおりである。なお、購買された試薬は、いずれも一般的に市場で流通している汎用試薬（抗体やアッセイキット等）であり、複数の試薬メーカー等から当社内に納品されたものである。

	個数 (個)	合計金額 (円)
2017 年	52	1,343,800
2018 年	12	1,205,400
2019 年	63	3,210,520
2020 年	103	5,571,200
2021 年	151	12,317,680
2022 年	179	13,591,500
2023 年	92	6,858,485
2024 年	89	8,673,330
2025 年	11	1,508,000
合計	752	54,279,915

当委員会のヒアリングにおいて、M 氏又は J 氏が発注者となっている試薬一覧を A 氏に示して確認したところ、A 氏は、(1)M 氏又は J 氏に指示をして試薬を発注したことがあること、(2)当該試薬を当社外に持ち出したことがあることを認めた。しかし、A 氏は、大要以下のとおり供述したことから、これについてかかる供述内容を会社側資料その他ヒアリング等により検証した。

A 氏による説明概要	会社側資料・ヒアリング等の概要
A 氏としては、個別の購買行為・持ち出し行為についてすべて記憶しているわけではなく、記録を残しているわけでもなく、一覧の試薬はすべて A 氏が M 氏又は J 氏に発注指示したもののなか、他の役職員が発注指示したものが含まれるのかも不明である	- 当委員会のヒアリングにおいて、M 氏及び J 氏に対し、自身が購買手続を行った試薬には A 氏以外の者に指示されたものが含まれるのかを確認したところ、列挙されているものはすべて A 氏から指示を受けたものであり、他の者から指示を受けて PO シートに記載したことはない旨の説明があった。 - M 氏については、A 氏が試薬を持ち出すまでに試薬を保管するのに使うタンクを注文した旨や、A 氏が試薬を持ち出す日に合わせてペレット状のドライアイスを発注していた旨の具体的な説明があった。また、実際に試薬保管に使用する「小型液体窒素保存容器」を 1 度だけ発注している記録や、試薬の発注後数週間から 1 ヶ月くらいの間でドライアイスを発注している記録が散見されており、供述と客観的状況が整

	合することが確認できた。 ・ 2020 年 9 月 16 日から 2020 年 12 月 14 日に発注した試薬については、A 氏が J 氏に試薬の見積もり取得・発注の指示を行う際に対象となる試薬を記載した書面や、A 氏・J 氏間のメール等が存在している。
2021 年 3 月 30 日以降に発注した試薬について ・ 同期間中に発注された試薬の一部は、コロナ治療薬プロジェクトが走っている中、同分野の研究開発が世界中で進み、試薬の入手が困難になる（在庫切れ）旨を聞き、予備としてストックしたもの（以下「コロナ治療薬用試薬」という）ではないかと記憶している。 ・ それ以外については持ち出しを認める。	・ コロナ治療薬用試薬については、当社において当該試薬が在庫として登録又は保管庫に格納されている形跡がなかった。

以上より、当委員会は、J 氏を発注者として、当社が 2020 年 9 月 16 日から 2020 年 12 月 14 日に発注した試薬及び 2021 年 3 月 30 日以降に発注した試薬のうち、コロナ治療薬用試薬ではないかと A 氏が記載した試薬以外の試薬 586 個（約 4,545 万円相当）については、A 氏から J 氏が発注指示を受け、A 氏が持ち出した試薬であると認定した。

一方で J 氏が発注者となっているそれ以外の試薬と M 氏が発注者となっている試薬合計 166 個（約 882 万円相当）については、上記概要記載の点（M 氏及び J 氏によれば、自身が発注者として注文している試薬はすべて A 氏から指示を受けたものであり、他の者から指示を受けて PO シートに記載したことはない旨の説明があったこと、M 氏の供述と客観的状況が整合していること、2020 年 9 月 16 日から 2020 年 12 月 14 日に発注した試薬については、対象となる試薬を記載した書面や、A 氏・J 氏間のメール等が存在していること、コロナ治療薬用試薬については、当社において当該試薬が在庫として登録又は保管庫に格納されている形跡がなかったこと）から、A 氏から発注指示を受け、持ち出した試薬である可能性が高いと認定した。

3 持ち出し行為についての具体的な持ち出し先・持ち出し目的

(1) A 氏による説明及びこれに対する会社側資料及びヒアリング等

当委員会のヒアリングにおいて、A 氏は、M 氏又は J 氏に指示をして発注した試薬の一部について、当社外に持ち出したことを認めた。

その上で、試薬の持ち出し先や持ち出し目的について、A 氏は、概要以下のとおり供述

したことから、これについてかかる供述内容を会社側資料その他ヒアリング等により検証した。

A氏による説明概要	会社側資料・ヒアリング等の概要
・ 試薬の持ち出しを最初に開始したのは、当社の元代表取締役会長である B 氏から指示されたからである。B 氏は、特定のアカデミア S と付き合いがあり、治療薬の共同研究を行っていたことから、B 氏から引き継ぎを受け、共同研究に使用するための一般試薬を提供するようになった。	・ 当委員会は B 氏へヒアリングを行ったが、同氏によれば、アカデミア S と業務上の付き合いがあったことは認めるが、B 氏が A 氏に対し持ち出し行為を指示したことは一切ない、むしろアカデミア（大学又は研究機関）との間で試薬を持ち出すことは禁止していたという認識であると述べた。ただし、A 氏がアカデミアへの販促活動を行おうと考えて、持ち出し行為を行っていた可能性については否定できない、取締役会にも何か報告されていたはずと述べた。
・ 試薬を持ち出した先はいずれもアカデミア（大学又は研究機関）である。当社グループ会社であるペプチエイド等における販促目的やビジネスディベロップメントの一環で、アカデミアとの繋がりを強化するために持ち出しを行った。 ・ （A 氏が試薬を持ち出した可能性があるとして挙げたアカデミアの中には、当社と共同研究契約を締結している 2 つのアカデミアが含まれていたことと関連して、これらのうち 1 つのアカデミアについて、）当社関係会社における研究開発を進めるためには当該アカデミアとの共同研究が必要であり、関係性を構築する必要があったこと、当該アカデミアが当時実施していたその他の様々な研究が、当社グループにお	・ A 氏の ETC 利用履歴を確認し、試薬を持ち出すための移動と認められる記録がないか確認したが、見当たらなかった。

ける様々な疾患の治療薬の研究開発を進めるための種になる可能性があると考えた。	
・ 試薬を受け渡した相手は、研究方針や研究実施方法などについて決定権のある大学教授ではなく、主に研究室に所属する学生等である。学生等から実験に使用する試薬の希望を聞き、それを聞き取り又は書面で受け取った内容を当社で発注し持ち出して受け渡した。	・ 当社役員によれば、そもそも当社製品と関係ない汎用試薬を販促目的で提供することはないとのことであった。 ・ また、仮に当社製品を提供する場合であっても、研究室において研究方針の決定権限をもたない学生に提供することは考えられないとのことであった。
・ 一般的に、製薬会社とアカデミアとの関係性は、このような試薬の授受を阿吽の呼吸で行っており、メールで記録を残すようなことはない。自身の周辺の製薬会社従業員にも聞いてみたところ、同じように阿吽の呼吸で試薬の授受を行っていたと聞いている。	・ 当社役員によれば、共同研究の中で当社が合成したペプチド等の試薬等を提供することはあり得るが、いずれも契約等に基づき行われるものであり、そのような根拠なく、当社の製品でない一般に流通する汎用試薬をアカデミアに提供することはないとのことであった。
・ 当社（又は当社グループ）の事業の一環として持ち出しを行ったものであり、「事業性」が認められることから何ら問題がないと考えている。	・ 2017年1月からA氏が在籍していた2025年3月までの当社取締役会の議事資料、月次報告資料、業務報告資料、事業報告を確認したほか、役職員等へのヒアリングにより、以下の事実が確認された。 ① 当社において、他の役員や取締役会への相談・報告が行われた記録はない。 ② ペプチドリーム、ペプチエイドのいずれにおいても、アカデミアに対する販促記録はなかった。 ・ 今回の調査でヒアリングを実施した役員及び事業開発部門の責任者たる従業員において、汎用試薬をアカデミアに供与する類の行為を事業の一環として認識している者はいなかった。

・ 直近の持ち出し先であるアカデミア T 及び U は、●分野の研究を行っているところ、当該資材をペプチドで表現できないかと考えていたことから、これらのアカデミアにコンタクトをとり、試薬を提供していた。●分野を研究するための資料を当社従業員に指示して作成させ、その資料は社内に残っているはずである。	・ A 氏はアカデミア T 及び U の持ち出し先研究室名を回答し、その研究室は実際に●分野の研究を行っている研究室であった。 ・ 当委員会において、当社に当該資料が残っているのか確認したところ、これに該当すると思われる資料が存在した。但し、A 氏が指示した当該従業員の当時の上長に確認したところ、当該資料は初めて見たとのことであった。当該上長によれば、当該従業員は、以前から A 氏から何に使うのか説明のない資料探しのリクエストに対応しており、その中には当社と全く関係のないものもあったとのことであった。 ・ ●分野に関するビジネスについて、取締役会にも一切報告された形跡がなく、また取締役の中で当該資料にかかる案件の当社業務との関連性について見当がつく者はいなかった。
---	--

なお、当委員会は、A 氏に対し、それぞれの試薬について持ち出し先・持ち出し目的について、ヒアリング及びメールのやりとりで確認したところ、試薬を持ち出した先として、合計 19 のアカデミアについて実名を挙げて説明を受けた。しかし、これにより回答を得た持ち出し先に関する情報は曖昧であり、アポイントのやり取り等、裏付けを示す物的証拠等は提出されず、一部を除き、研究室名や教授名等も特定できなかった。A 氏が研究室名や教授名等を実名で答えた一部については特定できたものの、その信ぴょう性には疑義が残り、当社の社会的信用を下落させる懸念も生じたことから、当社取締役会の意向も踏まえ、これらの持ち出し先に対する反面調査を見合わせることにした。

また、上記記載の検証の他、当委員会は、A 氏の代理人に対し、A 氏の個人メールアドレスのやり取りについて情報提供を求めたが協力は得られなかった。代替案として、A 氏の代理人に個人メールの中を検索してもらい、「試薬」「研究室」「教授」「キックバック」「接待」等のワードで検索してもらった結果、本件に関するものはなかったとの回答が得られた。

(2) 本件行為の社内規程違反の有無

当委員会は、A 氏の主張する「当社外のペプチエイド等の販売促進目的・アカデミアとの関係構築目的」について、そのような目的のもとに本件行為が行われたことを認めるま

での合理的な心証を形成するには至らなかった。もっとも、仮に、A 氏の主張どおり、当社外のペプチエイド等の販売促進目的・アカデミアとの関係構築目的のためであったとしても、当社の社内規程に照らして、以下のような問題がある。

ア 「購買行為」（社内規程上の問題）

当社稟議規程 2 条 1 項によれば、「20 万円を超え 1,000 万円以下・・・の金銭支出を伴うもの」は、稟議により決裁を得る必要がある。その上で、稟議規程 2 条 2 項において、「(I) 購買に係る事項」は稟議不要とされている。

通常の試薬発注・購買手続については、「購買に係る事項」に該当することから、J-SOX のリスクコントロール・プロセスに従う必要はあるものの稟議は不要となる。しかし、この「購買」は当社内で研究等に使用する試薬等の「購買」であることが前提であるところ、A 氏の主張どおり、本件行為が当社外のペプチエイド等の販売促進目的・アカデミアとの関係構築目的であったとしても、当社の内での研究等に使用するものではないことから、「購買に係る事項」には該当しない可能性があり、その場合には稟議が必要となる。

A 氏は、所定の稟議を経ずに本件行為を行っていることから、稟議規程に抵触する可能性がある。

イ 「持ち出し行為」（社内規程上の問題）

A 氏が在籍時の職務権限規程別表によれば、「研究開発プロジェクトに係るクライアントとの渉外業務」は、従業員（ディレクター・アソシエイトディレクターを除く）が起案をし、ディレクター又はアソシエイトディレクターが承認し、業務執行取締役後に事後報告するという建付けになっていた。

A 氏の主張どおり、本件行為が、当社外のペプチエイド等の販売促進目的・アカデミアとの関係構築目的のためであったとしても、A 氏は、かかる行為を一切の承認手続きをとらずに独断で行っていた。また、これらの行為について取締役会等に報告された形跡もなかった。上記別表に従えば、少なくとも A 氏が起案をし、ディレクター又はアソシエイトディレクターが承認をする手続きをとるべきであり、例えば取締役会や代表取締役社長に対し事後報告を行うべきであった。

したがって、仮に A 氏の持ち出し行為が「研究開発プロジェクトに係るクライアントとの渉外業務」にあたるとすれば、当該行為は職務権限規程に抵触する。

ウ 「交付行為」（当社贈収賄・汚職防止ルール上の問題）

当社の「贈収賄・汚職防止ルール」には、以下の記載がある。

ペプチドリームグループは、高い倫理観をもって、贈収賄・汚職行為に対していかなる違反も許さない姿勢で臨むことを宣言し、贈収賄・汚職は一切行わないこと、及び自由で公正な競争を確保することをすべての従業員と業務委託先に求めます。

1. 事業を行うすべての国と地域において、ビジネスやビジネス上の優位性を得るために、公務や正式な決定事項に不適切な影響を与えることを目的とした、賄賂（金銭や経済的利益）の申し出、約束、提供又はその要求又は受領することを禁止します。
2. 贈収賄・汚職行為が行われていないことを確証するため、第三者に対する支払いを含むあらゆる支出について、正確かつ適切に会計帳簿等に記録・保管します。
3. 役職員が本ポリシーに違反した場合、就業規則等に従い、厳正に処罰を行います。

A氏の主張どおり、本件行為が、当社外のペプチエイド等の販売促進目的・アカデミアとの関係構築目的のためであったとしても、当社のビジネスを有利に進めるために外部から購入した試薬を、アカデミアの関係者に提供する行為は、上記ルール1に抵触する可能性がある。

また、上記ルール2に関して、試薬の持ち出し・交付行為は「あらゆる支出」に該当するところ、CRISへの在庫登録もされておらず、会計システム上の記録も残っていないことから、「正確かつ適切に会計帳簿等に記録・保管」できておらず、この点でも上記ルール2に抵触する。

第2 外部からA氏の口座への入金

1 入金の概要

本件行為の調査の過程において、当社がA氏の在職中に同氏に貸与していたPCについてデジタル・フォレンジックを実施した結果見つかった客観的資料によれば、以下の入金記録があった。

日付	取引相手	入金金額
2018年12月11日	X社	6,000,000円
2019年4月16日	Y社	1,944,000円
2019年11月20日	X社	6,000,000円

資産の種類等	取引先の氏名	取引金額（税抜）
役務提供	Z社	2,100,000円
役務提供	X社	1,818,000円

上記入金に関して、当委員会からA氏に対し、A氏が代表取締役を務める会社（以下「個人会社」という）で当社グループの取引先等との間で金銭の授受を行ったことがあるかを確認したところ、「X社とZ社からは現在も入金がある」「入金時期や金額については曖昧であるが、2020年1月以降にY社からも入金があった事実がある」旨の回答があった。

2 取引相手との関係

当委員会は、上記入金が、役員規程等の当社社内規程を逸脱するものであるのか等を判断するにあたって、取引相手との関係性が重要となることから、以下のとおり検討した。

(1) X 社

X 社は、当社に対し試薬を販売している卸売業者である。

X 社から A 氏に対する入金に関連して、A 氏が代表取締役を務める個人会社と X 社との間で、2017 年に、以下の契約（X 社における製品開発、精算及び工程管理に関する助言、調査、指導及び評価等を X 社が個人会社に対し委託する内容の契約）を締結していたほか、当該業務委託にかかる報酬の内容としては、一部の契約期間については、固定報酬のほか、A 氏が X 社と開発した製品の売上に応じて対価が変動する内容が含まれていることが認められた。

A 氏による説明概要	会社側資料・ヒアリング等の概要
当社入社前から、A 氏が X 社と関係があり、X 社が製品を開発するにあたって、製造方法や分析方法に関してアドバイスするようなコンサルティングを開始し始めた。	- 当委員会から X 社に対するヒアリングの回答として大要以下の回答を得た。 - 個人会社に対し 6,000,000 円及び 1,818,000 円を送金した趣旨は、X 社は A 氏の間で、2009 年に業務委託契約を締結し、A 氏から X 社の製品開発等に関する助言、調査、指導及び評価をしてもらっており、送金は、当該業務委託契約に基づく役務提供への対価である。 - A 氏が個人会社を設立したことに伴い、2016 年 9 月から個人会社との契約に切り替えている - 個人会社は X 社に対し、具体的にどのような業務を行っているかについて確認したところ、製品そのものや製品を作るレシピに関して A 氏から助言をもらっているが、レポート等の書面を作成してもらっているわけではなく、都度アドバイスをもらっている。 なお、当委員会は、X 社から、当該業務委託契約に関して、各種客観的資料の提供を受けた。

以上を踏まえると、上記送金は X 社と個人会社との間の業務委託契約に基づくものであったと認められる。

(2) Y 社

Y 社は、当社取引先の代表が経営する別会社である。

Y 社から A 氏に対する入金に関連して、個人会社と Y 社との間で、2018 年 12 月から 2019 年 3 月 31 日までを契約期間として、以下の契約（①●分野の市場調査、②●分野の新規事業策定に関する業務を Y 社が個人会社に対し委託する内容の契約）を締結していたほか、当該業務委託にかかる報酬は、以下のとおり算出されていることが認められた。

A 氏による説明概要	会社側資料・ヒアリング等の概要
Y 社が新しいビジネスの種として特定分野に関する情報収集を行い、レポートにまとめる業務を行った。	当委員会から Y 社に対するヒアリングの回答として大要以下の回答を得た。 - 個人会社に対し 1,944,000 円を送金した趣旨について、Y 社は、2018 年 12 月 1 日～2019 年 3 月 31 日までを業務委託期間として、A 氏に対し①●分野の市場調査、②●分野の新規事業策定に関する業務を委託し、その報酬として 1,800,000 円に税金を加えた 1,944,000 円を送金した。 - 具体的な業務の内容は、Y 社は、A 氏との間で合計●回ヒアリングを実施し、最後にヒアリングの内容を踏まえて A 氏が合計 112 ページのレポートを Y 社に成果物として提出するというものであった。 - A 氏に委託した経緯について、「●分野」の根底にあるのは A 氏が専門とする領域であり、それとビジネスを掛け合わせるという点で A 氏に専門性があると考えて、依頼するに至った。 1,800,000 円という金額は、ヒアリングや A 氏の事前準備に関する時間が 3 時間程度であることから、時給●円×●時間×●回＝1,800,000 円という金額を算出し、A 氏に提案し、承諾を得た。

以上のほか、当社と Y 社との間に取引実績が存在しないことも踏まえると、上記送金は Y 社と個人会社との間の業務委託契約に基づくものであったと認められる。

(3) Z 社

Z 社は、ベンチャーキャピタルである。

Z 社から A 氏に対する入金に関連して、個人会社と Z 社との間で、以下の契約（投資先に関する意見書・レポート等を Z 社が個人会社に対し委託する内容の契約）を締結していたほか、当該業務委託にかかる報酬の内容としては、以下のとおり算出されていることが認められた。

A 氏による説明概要	会社側資料・ヒアリング等の概要
・ Z 社の投資先に関する意見書・レポート等を求められ、作成した。	・ 当委員会から Z 社に対するヒアリングの回答として大要以下の回答を得た ・ 個人会社に対し送金した趣旨について、Z 社は、●業界に特化したファンドを立ち上げ、客観的な外部技術評価コメントを投資検討に活用する狙いで、A 氏に評価を依頼している。 ・ 具体的な業務の内容について、Z 社は A 氏に対し、投資検討先に関する資料を手交し、業界動向、事業計画の妥当性、市場性、経営陣評価などを A4 の Word ファイルで 4～5 枚程度のレポート形式で提出するというものであった。 ・ なお、当委員会より A 氏が作成したレポートの提出を依頼したところ、Z 社からは、企業秘密が含まれていることから、提出を拒否されたため、内容の確認ができなかった。 ・ これまでに合計●回レポートを依頼し、合計 6,300,000 円支払っている。

以上のほか、当社と Z 社との間に取引実績が存在しないことも踏まえると、上記送金は Z 社と個人会社との間の業務委託契約に基づくものであったと認められる。

3 A 氏の業務委託の受託に関する法律・社内規程違反の有無

(1) 会社法上の問題

当社の定款2条の事業目的には、「遺伝子及び蛋白質の情報解析から創薬に関する受託研究及びコンサルティング業務」「遺伝子及び蛋白質の情報解析及び製造に関するソフトウェア及びデータベースの作成、販売及びコンサルティング業務」「バイオテクノロジーに関するコンサルティング業務」が含まれており、実態としても当社技術ライセンス先に対して創薬における当社プラットフォーム技術の活用方法等に関するコンサルティング業務を行っている。

A氏はX社との間で業務委託契約を締結し、「製品開発、生産及び工程管理に関する助言、調査、指導及び評価」等の役務提供を行っており、仮に当社の事業と市場において競合するのであれば、当社の「事業の部類に属する取引」に該当し、取締役会にて重要な事実を開示して承認を経る必要がある（会社法356条1項1号）。

しかしながら、A氏が当社に在任した期間中の当社取締役会の議事録を確認した限り、X社とコンサル契約を締結することについて承諾を得ている形跡はなかった。

したがって、A氏がX社とコンサルティング契約を締結したことは、会社法356条1項1号に抵触する可能性がある。

(2) 社内規程上の問題

当社役員規程17条には、以下の記載がある。

(禁止事項)

第17条 役員は、次の行為をしてはならない。

- (1) 会社の承認なくして、他の会社の役員又は使用人になること
- (2) 会社の承認なくして、事業を営み、又は内職をすること。
- (3) 職務上の地位を利用して、手数料、リベート、供応を受ける等、職務の公正を害し、又は害するおそれのある行為をすること。

したがって、別途手続きを経ない限り、A氏が個人会社においてX社等から入金を受けていることは、役員規程17条に違反する可能性がある。この点に関し、A氏は、大要以下のとおり供述したことから、これについてかかる供述内容を会社側資料その他ヒアリング等により検証した。

A氏による説明概要	会社側資料・ヒアリング等の概要
個人会社を設立することについて、当時代表取締役であったB氏に承諾をとっており、D氏にも報告したことがある。	・ X社及びY社によれば、A氏が2014年に当社に入社する際、A氏がX社のアドバイザーを継続すること（＝X社との業務委託契約を継続すること）が当社入社にあたってのA氏側の条件であったと聞いていたとのことであった。

	・ 当委員会から B 氏及び D 氏に対し、A 氏が個人会社を設立すること及び X 社との業務委託契約について事前に A 氏から報告を受けていたかについて確認をしたところ、報告を受けたことはない旨の回答があった。 ・ 当委員会において当社取締役会の議事録を確認したところ、A 氏が個人会社を設立すること、同社の代表取締役となること、及び X 社・Y 社・Z 社とコンサル契約を締結することについて承諾を得ている形跡はなかった。
--	--

したがって、当社の役員に対する報告の有無については判然としないものの、仮に個人会社の設立について当社取締役会で承認を経していないにもかかわらず、個人会社が X 社等から入金を受けているのであれば、役員規程 17 条に違反する可能性がある。

第 3 本件行為の類似案件

1 はじめに

本件行為以外の類似案件（以下「類似案件①」という）については、当社が、以下の①～⑤の事実に関して調査を行い、当委員会が当該調査結果について検証を行った。その結果として、特段問題となるものはなかった。

- ① A 氏による当社における類似案件①の有無
- ② A 氏による関連会社（ペプチエイド社）における類似案件①の有無
- ③ A 氏以外の業務執行取締役における本件行為への関与及び類似案件①の有無
- ④ その他従業員における本件行為への関与及び類似案件①の有無
- ⑤ 本件行為以外の持ち出しの有無

2 A 氏による当社における類似案件①の有無

(1) 権限規程表からの観点

- ・ 当社権限規程表に基づく試薬購買以外での A 氏の権限項目について確認を実施したところ、いずれの項目についても、1 千万円を超える契約締結に際しては取締役会の決裁が必要であり、20 万円以上の決裁に際しては稟議対象項目となっており単独での金銭の介在ができない状況であった。
- ・ また、A 氏には、業務委託者等の選定権限はあったものの、契約の締結に際しては管理管掌取締役や取締役会の決裁が必要であった。
- ・ さらに、A 氏には、研究員のグループ間の異動などの権限項目もあったが、権限項目として金銭が介在しない内容のものであり、不正発注は確認されなかった。

(2) 自己承認の観点

- ・ 当社稟議手続きについて、申請者と承認者のいずれも A 氏となっていることで実質的に自己承認となっている案件がなかったかについて確認を実施した。
- ・ 過去 3 年分（2022 年～2024 年）の全ての稟議項目に関する稟議書（計 1,166 件）について確認したところ、当該案件は確認されなかった。

(3) 各支出費目に関する観点

- ・ 当社が支出する各費用科目について、不正な処理や権限濫用がなかったか確認を実施した。直近 2024 年分の支出実績に基づき、特に「試薬消耗品」、「会議費・交際費」、「経費」を含む全ての費用科目について不正の可能性を検証したところ、不正な処理や権限濫用のおそれは確認されなかった。
- ・ 「試薬消耗品」については、その内訳の多く（76%）が本件行為の検証対象となっている試薬類であり、その他消耗品（24%）は、使い捨てのチップや手袋など、単価が低く、価値のある程度に社外に持ち出そうとすると段ボール単位での周囲から目立つ運搬が必要であること、またこれまで消耗品の持ち出しに関する目撃情報は内部通報等でも寄せられていないことを勘案し、不正の可能性は低いものと認定した。
- ・ 「会議費・交際費」については、過去 3 年分（2022 年～2024 年）の経費実績を確認したところ、A 氏による利用実績は年平均で 395 万円（全社分の 35%）と全体に占める割合は高かったが、金額規模として必ずしも法外な水準とはいえず、また内訳からも、特定の相手先との間で集中している傾向も見られなかったことから、不正の可能性は低いものと認定した。
- ・ 「経費」については、直近 2024 年分の実績について内訳を確認したところ、旅費交通費や配送費など、不正の可能性が疑われる項目はなく、また比較的金額規模の大きい研究開発費（資材費）についても、アミノ酸合成等を委託する ● 社への支払であり、当社の通常業務として行われている業務内容に関するものであることから、不正の可能性は低いものと認定した。

3 A 氏による関連会社（ペプチエイド社）における類似案件①の有無

- ・ A 氏が代表取締役を務めていたペプチエイド社において、類似案件がないかどうかの確認を実施した。
- ・ ペプチエイド社では、試薬類を用いたラボワークについては全て外部の CRO（医薬品開発業務受託機関）に委託しているため直接的には試薬類を管理しておらず、試薬類の持ち出しに関する不正の可能性は低いものと認定した。
- ・ また、ペプチエイド社が支出する各費用科目について、不正な処理や権限濫用がなかったかについて確認を実施した。2020 年 10 月から 2025 年 5 月までの営業費用の累計額は 2,264 百万円であり、その内 2,200 百万円が外注費、外注費以外（労務費、特許関連費用等）は 64 百万円であった。外注費について内訳を確認したところ、いずれ

もペプチエイド社の開発品のデータ取得に関するものでペプチエイド社の業務との関連性も明確であり、業務上不自然な取引実績は確認されなかった。

4 A氏以外の業務執行取締役における本件行為への関与及び類似案件①の有無

(1) 権限規程表からの観点

- ・ 当社権限規程上、C氏及びD氏についても試薬類の発注や承認の権限を有していたところ、両氏の本件行為への関与について確認を行った。
- ・ 当社における過去3年分（2022年～2024年）の試薬類の発注書・承認書を確認したところ、両氏が発注者又は承認者となっているものは確認されなかったことから、両氏が試薬類の不正な発注に関与している可能性は低いものと認定した。
- ・ また、研究総務グループで試薬類の発注・管理を担当し、当社で購入する全ての試薬類について運用している現場従業員（3名）に両氏による試薬類の持ち出し行為を見かけたことがあるかをヒアリングしたところ目撃情報は得られなかったこと、及びA氏へのヒアリングにおいても両氏の関与を示唆する情報は得られなかったことから、両氏が試薬類の不正な持ち出しに関与している可能性は低いものと認定した。
- ・ 当社権限規程表における全ての決済項目について、両氏が自身のみで発注・承認が行える業務項目がないことを確認した。いずれの項目についても、1千万円を超える契約締結に際しては取締役会の決裁が必要、20万円以上の決裁に際しては稟議対象項目となっており、不正な発注・承認行為は確認されなかった。

(2) 自己承認の観点

- ・ 当社稟議手続きについて、申請者と承認者のいずれもC氏又はD氏となっていることで実質的に自己承認となっている案件がなかったかについて確認を実施した。
- ・ 過去3年分（2022年～2024年）の全ての稟議項目に関する稟議書（計1,166件）について確認したところ、D氏が申請者かつ承認者となっていた案件が2件あった。
- ・ 1件目は、秘密保持契約締結の件（決裁日：2022年）、2件目は、実施許諾契約及びそれに関連する覚書の再締結の件（決裁日：2022年）であったが、いずれも物品の購入や当社からの金銭支払が伴う契約内容ではなかったこと、また当時の法務担当者が実際の申請を行っていたところ書面上の訂正がなされないまま放置されていたという実態を踏まえ、手続き上の瑕疵を超えて、不正行為に該当する可能性は低いものと認定した。

(3) 各支出費目に関する観点

- ・ 当社が支出する各費用科目について、前述のA氏の件外調査と同様の観点から、C氏及びD氏において、不正な処理や権限濫用の可能性がないかの確認を行った。直近2024年分の支出実績に基づき、特に「試薬消耗品」、「会議費・交際費」、「経費」を含む全ての費用科目について不正の可能性を検証したところ、両氏においても不正な処理や権限濫用のおそれは確認されなかった。

5 その他従業員における本件行為への関与及び類似案件①の有無

- ・ 当社権限規程上、研究開発部門のディレクター及びアソシエイトディレクターについても試薬類の発注や承認の権限を有していたところ、本件行為への関与について確認を行った。
- ・ 研究総務グループの試薬類の発注担当者へのヒアリングから、本件行為において社外持ち出し目的で発注を指示された試薬類はいずれも A 氏による指示のものであるとの説明があったこと、研究総務グループで試薬類の発注・管理を担当し、当社で購入する全ての試薬類について運用している現場従業員（3 名）に A 氏以外のディレクター及びアソシエイトディレクターによる試薬類の持ち出し行為を見かけたことがあるかをヒアリングしたところ目撃情報は得られなかったこと、並びに A 氏へのヒアリングにおいても他従業員の関与を示唆する情報は得られなかったことから、その他従業員が試薬類の不正な持ち出しに関与している可能性は低いものと認定した。

6 本件行為以外の持ち出しの有無

- ・ 本件行為とは別の態様による試薬類の持ち出しがなかったかについても確認を行った。
- ・ 当社が購入する試薬類には、納品手続きが取られた後、少量ずつ消費されるため在庫棚卸の観点から残量管理が求められるものと、大量に消費されることから開封とともに全量が使用され、いわゆる消耗品として管理されているものに分類される。
- ・ 前者については、開封と同時に全量出庫として記録されている試薬類（データベース上で記録を確認できる 2017 年 7 月から 2025 年 5 月までの期間に計 2.9 億円相当）を対象に、担当者当たりの金額が 100 万円を超えるものについて、用途及び社外への持ち出し有無について担当者へのヒアリングを実施した。
- ・ 後者については、直近 2024 年実績（計 2.1 億円相当）のうち、発注金額が全体発注額の 1%以上を占める試薬類を抽出し、用途及び社外への持ち出し有無について担当者へのヒアリングを実施した。
- ・ 調査の結果、いずれの試薬類も社内で使用されており、業務外の目的での発注及び社外への持ち出しは確認されなかった。
- ・ また、当社から社外への持ち出しとして、手持ち以外の方法として発送という手段もあるため、記録が残っている全ての発送記録（2018 年 1 月から 2024 年 12 月までの期間）について、当社のパートナー先ではない不自然な発送先がないかを確認した。調査の結果、共同研究先など当社内で合成したペプチドを送付するものが大半であり、業務との関連性を見出せない不自然な発送先は確認されなかった。

第 4 本件金銭受領行為の類似案件

当委員会は、「第 2 外部から A 氏の口座への入金」において認められた A 氏における X 社、Y 社及び Z 社（以下併せて「本件三社」という）からの金銭受領行為（以下「本件金銭受領行為」という）以外の類似案件（以下「類似案件②」という）について、以下の①～④の事実に関して調査を行った。その結果として、社内規程違反となり得る金銭受領

行為が3件確認された（詳細は「3 デジタル・フォレンジック」を参照）。

- ① A氏の本件三社からの本件金銭受領行為以外の金銭受領行為又は契約関係の有無
- ② A氏の本件三社以外の当社取引先等からの金銭受領行為又は契約関係の有無
- ③ A氏以外の当社役職員（退職又は退任した役職員を含む）の本件三社からの金銭受領行為又は契約関係の有無
- ④ A氏以外の当社役職員（退職又は退任した役職員を含む）の本件三社以外の当社取引先等からの金銭受領行為又は契約関係の有無

調査の概要は、以下のとおりである。

1 取引先へのアンケート

当委員会は、類似案件②の調査のため、以下のアンケートを実施した（以下「本アンケート」という）。

(1) 取引先の選定基準

アンケート対象先については、以下の選定基準で選定を行い、合計12社を選定した。

- A) 過去3年間（2022年度～2024年度）において
- B) 当社からの1年間の支払額実績が1億円以上の企業で
- C) キックバック等の潜在的リスクがあり得る取引先（試薬、機器の購入先、業務委託先、ITベンダー等）

(2) アンケート結果

ア 本件三社へのアンケート

以下の項目のアンケートを本件三社へ送付した。

Q1-1 以下のいずれかに該当しますか。 ① ペプチドリーム株式会社（以下「当社」といいます）の元取締役であるA氏個人又はA氏が代表を務める個人会社との間で、何等かの契約（業務委託契約やコンサルティング契約等を含みますがこれらに限られません。）を締結している又はこれまで締結していたことがある ② 当社の元取締役であるA氏個人又はA氏が代表を務める個人会社との間で、金銭の授受があった
A1-1 (Q1-1 への回答) ☐ はい、該当するのは、（複数回答可） ☐ ① ☐ ② ☐ いいえ
Q1-2 (A1-1 が「はい」の場合) ① 当該契約について以下の情報をご教示ください。 ・ 当該契約相手（A氏個人又は個人会社） ・ 契約期間 ・ 契約に至った経緯 ・ 契約内容（概要、委託内容、対価額、提出された成果物の内容等） ・ その他

② 金銭の授受について以下の情報をご教示ください。 ・ 当該相手方（A 氏個人又は個人会社） ・ 金銭授受が行われた日 ・ 金額 ・ 金銭授受の目的・経緯 ・ その他
Q2-1 以下のいずれかに該当しますか。 ① （A 氏及び A 氏が代表を務める個人会社以外で）当社の役員及び従業員等（当該個人が代表を務める会社や資産管理会社などを含みます）との間で、何等かの契約（業務委託契約やコンサルティング契約等を含みますがこれらに限られません。）を締結している又はこれまで締結していたことがある ② （A 氏及び A 氏が代表を務める個人会社以外で）当社の役員及び従業員等（当該個人が代表を務める会社や資産管理会社などを含みます）との間で、金銭の授受があった
A2-1（Q2-1 への回答） ☐ はい、該当するのは、（複数回答可） ☐ ① ☐ ② ☐ いいえ
Q2-2（A2-1 が「はい」の場合） ① 当該契約について以下の情報をご教示ください。 ・ 該当する当社の役員及び従業員等（当該個人が代表を務める会社や資産管理会社などを含みます） ・ 契約期間 ・ 契約に至った経緯 ・ 契約内容（概要、委託内容、対価額、提出された成果物の内容等） ・ その他 ② 金銭の授受について以下の情報をご教示ください。 ・ 該当する当社の役員及び従業員等（当該個人が代表を務める会社や資産管理会社などを含みます） ・ 金銭授受が行われた日 ・ 金額 ・ 金銭授受の目的・経緯 ・ その他

アンケートは、本件三社全てから回答を得た。また、回答結果は、以下のとおりであった。

Q1-1 について「ある」と回答した会社：3 社

Q2-1 について「ある」と回答した会社：0 社

なお、本件三社に対するヒアリングにおいて、上記アンケートにおける「ある」という回答は、いずれも本件金銭受領行為に関してであることが確認できた。

イ 本件三社以外へのアンケート

以下の項目のアンケートを本件三社以外の 9 社へ送付した。

Q1-1 以下のいずれかに該当しますか。 ① 当社の役員及び従業員等（当社を退任・退職した個人を含み、当該個人が代表を務める会社や資産管理会社なども含みます）との間で、何等かの契約（業務委託契約やコンサルティング契約等を含みますがこれらに限られません。）を締結している又はこれまで締結していたことがある ② 当社の役員及び従業員等（当社を退任・退職した個人を含み、当該個人が代表を務
--

める会社や資産管理会社なども含みます)との間で、金銭の授受があった
A1-1 (Q2-1 への回答) ☐ はい、該当するのは、(複数回答可) ☐ ① ☐ ② ☐ いいえ
Q1-2 (A1-1 が「はい」の場合) ①当該契約について以下の情報をご教示ください。 ・ 該当する当社の役員及び従業員等 (当該個人が代表を務める会社や資産管理会社などを含みます) ・ 契約期間 ・ 契約に至った経緯 ・ 契約内容 (概要、委託内容、対価額、提出された成果物の内容等) ・ その他 ②金銭の授受について以下の情報をご教示ください。 ・ 該当する当社の役員及び従業員等 (当該個人が代表を務める会社や資産管理会社などを含みます) ・ 金銭授受が行われた日 ・ 金額 ・ 金銭授受の目的・経緯 ・ その他

アンケートは、対象会社全て (9 社) から回答を得た。また、回答結果は、以下のとおりであった。

Q1-1 について「ある」と回答した会社 : 1 社

なお、「ある」と回答する 1 社について、当該アンケート回答では、当社前代表取締役であった B 氏との平成 24 年 9 月 24 日付けの取引基本契約書があるとのことであったが、当社に確認したところ、当社及び当該回答を行った会社間における平成 24 年 9 月 24 日付け取引基本契約書が確認され、当該契約の署名欄が B 氏となっていたことから、当該契約書が該当する契約であると考えられ (代表取締役が会社を代表し契約名義人となることは通常であり問題はない)、B 氏個人との契約ではなかったと認定した。

2 本件三社へのヒアリング

当委員会が、本アンケート結果を踏まえて、類似案件②の有無について、本件三社へそれぞれヒアリングを行ったところ、いずれも該当するものがないとのことであった。

3 デジタル・フォレンジック

当委員会は、類似案件②における①A 氏の本件三社からの本件金銭受領行為以外の金銭受領行為又は契約関係の有無及び②A 氏の本件三社以外からの金銭受領行為又は契約関係の有無について確認するため、A 氏並びに当社において A 氏の元秘書であった●氏及び A 氏から資料作成業務を受けていた元従業員の PC のデジタル・フォレンジックを実施した。

デジタル・フォレンジックの結果、以下の上記②に該当する件が検出された。なお、いずれも報酬に対する対価 (役務提供) が明確であり、把握できた金額や役務の性質上報酬金額も少額と考えられることから、当委員会としては、いわゆる会計不正等に繋がるような不正行為ではないものと認定した。

(1) ●からの入金の疑い

2021年10月21日付で●事務局宛のファイルが確認された。同ファイル等を確認したところ、A氏が個人で行ったとされる、●にて行われたセミナーの講演謝礼であると考えられ、入金先として、A氏個人の銀行口座が指定されていた。

上記については、当社において稟議承認の形跡はなく、仮に入金があったとすると、当社役員規程17条(2)に違反する可能性がある。

(2) 株式会社●からの入金の疑い

2021年11月4日付でA氏から株式会社●へのファイルが確認された。同ファイル等を確認したところ、A氏個人が、市場調査レポートの作成などを行っている株式会社●へ何らかの取材協力をしたことへの謝礼であると考えられ、入金先として、A氏個人の銀行口座が指定されていた。

上記については、当社において稟議承認の形跡はなく、仮に入金があったとすると、当社役員規程17条(2)に違反する可能性がある。

(3) ●からの入金

A氏への入金に関する客観的資料が確認された。当該資料を確認すると、2018年11月12日以降、●から●円の振込が●回あり、また●円及び●円の振込（合計581,841円）があったことを確認できた。

この点、A氏へ確認したところ、●と●などが組んで行ったプログラムに関するものであるとのことであり、プログラムが実在すること、及び当該プログラムにおいて、A氏が報告会などで講演を行っていることも確認できた。

上記については、当社において稟議承認の形跡はなく、当社役員規程17条(2)に違反する可能性がある。

4 A氏へのヒアリング

当委員会は、A氏のヒアリングにおいて、①A氏の本件三社からの本件金銭受領行為以外の金銭受領行為の有無又は契約関係の有無及び②A氏の本件三社以外からの金銭受領行為の有無又は契約関係の有無について確認したが、いずれもないとのことであった。

第5 財務諸表への影響額

本件行為については、元取締役により無断で試薬類を社外に持ち出されたものであるが、当該試薬については取得時点で費用計上がなされており、追加の費用計上は不要であることが確認された。なお、当該持ち出しがなされた試薬の各事業年度における金額と、当該費用が発生していなかった場合の営業利益の金額は以下のとおりである。

単位：百万円

会計年度	2017/6期	2018/6期	2019/6期	2019/12期	2020/12期
------	---------	---------	---------	----------	----------

営業利益	2,490	2,911	3,580	▲887	6,991
持ち出された試薬類	2	2	2	1	6
本件が発生していなかった場合の営業利益	2,492	2,913	3,582	▲886	6,997
営業利益に対する割合	0.1%	0.1%	0.1%	-	0.1%
会計年度	2021/12 期	2022/12 期	2023/12 期	2024/12 期	2025/12 期
営業利益	4,066	8,980	6,773	21,114	21,600
持ち出された試薬類	12	14	7	9	2
本件が発生していなかった場合の営業利益	4,078	8,994	6,780	21,123	21,602
営業利益に対する割合	0.3%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%

＊2017/6 期から 2020/12 期については、日本基準に基づく単体財務諸表の金額であり、2021/12 期以降は国際会計基準に基づく連結財務諸表の金額となります。

本件金銭受領行為については、元取締役が、当社取引先等から無断で業務委託契約を受託し、対価として金銭を受領していた行為であるが、今回の調査の限りにおいては、業務の内容から当社事業との関連性及び当社としての損害を認定するまでの検証には至らず、今後のさらなる検証が必要になるものと考えられた。一方、仮に当社に損害があったとの認定に至ったとしても、その金額規模は、最大でも A 氏が当社取引先等から受領した金銭の総額であると言えるため、金額規模の観点から当社の財務諸表への影響は軽微であることが確認された。

以 上